

議案第79号

ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例の制定について

平成28年6月14日提出

前橋市長 山本 龍

ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 若者や女性をはじめ、前橋市内で働くことを希望する者の就職及び職場定着を促進することにより、市民生活の充実及び産業の活性化を図り、もって地域の発展に寄与するため、本市にジョブセンターまえばし(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ジョブセンターまえばし
- (2) 位置 前橋市大渡町二丁目3番地15

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就職及び職場定着の促進に必要な支援に関すること。
- (2) 会議室、和室、調理室及び多目的ホール(以下「会議室等」という。)を一般の利用に供すること。
- (3) その他センターの設置の目的を達成するため必要なこと。

(会議室等の利用許可)

第4条 センターの会議室等(前条第1号の事業による使用がない場合に限る。)を利用しようとする者は、市長の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、利用許可をするに当たっては、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、会議室等の利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、会議室等の利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

（使用料）

第7条 会議室等を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の不還付）

第8条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 会議室等の利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により会議室等を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（原状回復の義務）

第10条 会議室等の利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

（賠償責任）

第11条 会議室等の利用許可を受けた者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

（入館の拒否等）

第12条 市長は、センターの入館者が第5条各号のいずれかに該当するときは、当該入館者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、センターを適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、センターを管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第6条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 前橋市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（昭和47年前橋市条例第14号）
- (2) 前橋市勤労女性センターの設置及び管理に関する条例（平成9年前橋市条例第24号）

別表（第7条関係）

室 名	使 用 料		
	午 前	午 後	夜 間
	10時～12時	13時～17時	18時～21時
会議室	320円	590円	480円
和室	210円	430円	320円
調理室	320円	590円	480円

多目的ホール	1, 240円	2, 480円	1, 830円
--------	---------	---------	---------